平成31年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

リー・ハー・イモッド	平成31年度	介護保険事業所等実地指導 王な指摘事項
井通	指摘項目 重要事項説明書の 内容について	指摘事項 重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がないことを確認 した。重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」に関する項目を記載すること。
共通	秘密保持等について	当事業所の「個人情報の利用目的及び第三者へ提供する場合の目的に関する同意書」に 利用者家族の同意を得ていないことが確認された。 利用者家族の個人情報を用いる場合もあるので、利用者家族の同意をあらかじめ文書によ り得ること。
共通	事故発生時の対応に ついて	令和〇年〇月〇日に発生した事故を県に報告していないことが確認された。 ついては、県が定める「岐阜県介護保険施設等における事故発生時の報告事務取扱要 領」に基づき、速やかに東濃県事務所に報告すること。
共通	運営規程について	運営規程に「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」を定めていないことを確認した。運営規程に「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」を定めること。また、運営規程を変更した場合は、変更後、10日以内に東濃県事務所まで届け出ること。
訪問系共通	初回加算について	初回の訪問介護を行った日の属する月に、訪問介護計画が未作成の状況で、初回加算を算定したケースを確認した。 このようなケースは、初回加算を算定することができないので、必要な過誤調整を行い、その結果について、「介護給付費に関する請求誤り自主点検結果報告」(別紙1)及び(別紙2)により報告すること。
訪問系共通	身分を証明する書類 の携行について	名札に従業者の写真の貼付がなかったので、従業者個人の名札に写真を貼付することが望 ましい。
施設系共通	身体的拘束の適正 化のための従業者に 対する研修について	身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修(勉強会)を複数回実施しているにも関わらず、その記録が1回分しか確認できなかった。身体的拘束の適正化のための従業者に対する研修を行った際は、その記録を作成すること。
施設系共通	サービス提供体制強 化加算(I)イについ て	サービス提供体制強化加算(I)イを算定しているが、短期入所生活介護に従事する介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を算出していないことを確認した。常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いた介護福祉士の占める割合を算出すること。
通所介護	個別機能訓練加算 (I)について	機能訓練指導員が休日で事業所に出勤していなかったが、個別機能訓練加算(I)を算定したケースを確認した。 このようなケースは、個別機能訓練加算(I)を算定することができないので、必要な過誤調整を行い、その結果について、「介護給付費に関する請求誤り自主点検結果報告」(別紙1)及び(別紙2)により報告すること。
通所介護	個別機能訓練加算 (II)について	ア、個別機能訓練計画書について 通所介護兼個別機能訓練実施計画書に日常生活における生活機能の維持・向上に関する具体的な目標を設定していないこと、1回あたりの訓練時間を設定していないことを確認した。 個別機能訓練実施計画書に日常生活における生活機能の維持・向上ができるような具体的な生活上の行為を目標に設定した上で、1回あたりの訓練時間を設定すること。 イ、個別機能訓練加算(II)に係る機能訓練について 類似の目標を持った同様の訓練内容を設定した5人程度以下の小集団に対する機能訓練について、個別機能訓練に関する記録(介護記録)で確認ができなかった。 類似の目標を持った同様の訓練内容を設定した5人程度以下の小集団に対して実施したことがが、個別機能訓練に関する記録(介護記録)記録等でわかるようにすること。 ウ、個別機能訓練に関する記録(介護記録)に必要な事項(実施時間、訓練内容)が記録されていないことを確認した。 個別機能訓練に関する記録(介護記録)に必要な事項(実施時間、訓練内容等)を記録すること。
通所介護	事業所外でのサービ スの提供について	事業所外でのサービスを提供しているが、通所介護計画書に事業所外でのサービスの提供 を位置づけていないケースを確認した。事業所外でサービスを提供する場合は、あらかじめ通 所介護計画に位置付けること。
通所介護	介護職員処遇改善 加算(I)について	平成30年度の介護職員処遇改善加算(I)について、専従の生活相談員に〇〇〇円を支払っていることを確認した。 専従の生活相談員に介護職員処遇改善加算(I)を支払うことは認められないので、必要な過誤調整を行うこと。
(介護予防)福祉用具 貸与 特定(介護予防)福祉 用具販売	福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成について	特定福祉用具販売と福祉用具貸与の両方のサービスを提供した利用者について、福祉 用具サービス計画書に特定福祉用具販売計画として必要な事項を記載していないことを確認した。 既に福祉用具貸与のサービスを受けている利用者が特定福祉用具販売を利用するときに は、福祉用具貸与計画と一体のものとして特定福祉用具販売計画を作成すること。

平成31年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種類	指摘項目	指摘事項
訪問介護	サービス提供の記録に ついて	指定訪問介護サービスを提供した利用者について、具体的なサービス内容の記録が作成されてないことを確認した。 指定訪問介護サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容の記録を作成すること。
(介護予防)特定入居 者生活介護		若年性認知症利用者ごとに担当者を定めているが、施設サービス計画書に反映されてないケースを確認した。 利用者ごとの担当者が中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うことが要件であることから、施設サービス計画書の担当欄に担当者名を記載するとともに、援助内容欄に、その担当者が中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う旨を記載すること。